

四半期報告書

(第147期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|-----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 4 |
| 3 【関係会社の状況】 | 4 |
| 4 【従業員の状況】 | 4 |
| 第2 【事業の状況】 | 5 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 5 |
| 2 【事業等のリスク】 | 5 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 27 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 29 |
| 1 【株式等の状況】 | 29 |
| 2 【株価の推移】 | 43 |
| 3 【役員の状況】 | 43 |
| 第5 【経理の状況】 | 44 |
| 1 【中間連結財務諸表】 | 45 |
| 2 【その他】 | 93 |
| 3 【中間財務諸表】 | 94 |
| 4 【その他】 | 115 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 116 |

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月16日

【四半期会計期間】 第147期第2四半期
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 総務部長 奥 村 淳 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 村 哲 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)
株式会社関西アーバン銀行東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社関西アーバン銀行奈良支店
(奈良市中筋町1番地の4)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成19年度 中間連結 会計期間 | 平成20年度 中間連結 会計期間 | 平成21年度 中間連結 会計期間 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日) | (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) | (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日) | (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日) | (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 54,460 | 55,620 | 49,875 | 112,619 | 108,796 |
| 連結経常利益 (△は連結経常損失) | 百万円 | 9,229 | 2,554 | △8,693 | 18,866 | △37,898 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 6,003 | 2,222 | 1,034 | — | — |
| 連結当期純利益 (△は連結当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 13,055 | △24,963 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 109,666 | 111,377 | 120,535 | 114,903 | 117,217 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 3,207,130 | 3,488,435 | 3,393,045 | 3,356,395 | 3,441,245 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 201.44 | 205.15 | 145.48 | 212.58 | 140.52 |
| 1株当たり中間純利益 金額 | 円 | 12.53 | 4.64 | 1.63 | — | — |
| 1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額) | 円 | — | — | — | 27.25 | △52.11 |
| 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 | 円 | 12.52 | 4.64 | 1.63 | — | — |
| 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 | 円 | — | — | — | 27.22 | — |
| 自己資本比率 | % | 3.00 | 2.81 | 2.71 | 3.03 | 2.58 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 9.60 | 9.34 | 10.07 | 9.63 | 10.24 |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | 百万円 | 28,086 | 61,036 | △49,471 | 27,145 | 34,251 |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | 百万円 | △8,346 | △34,788 | 1,553 | 20,012 | 2,151 |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | 百万円 | △2,615 | △2,607 | △2,439 | 6,901 | 27,028 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末残高 | 百万円 | 92,619 | 153,194 | 142,628 | — | — |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | 百万円 | — | — | — | 129,551 | 192,987 |
| 従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕 | 人 | 1,814 〔838〕 | 1,926 〔759〕 | 1,978 〔705〕 | 1,774 〔826〕 | 1,883 〔749〕 |

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2 四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。

(2) 当行の最近3 中間会計期間及び最近2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第145期中 | 第146期中 | 第147期中 | 第145期 | 第146期 |
|--------------------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算年月 | | 平成19年 9 月 | 平成20年 9 月 | 平成21年 9 月 | 平成20年 3 月 | 平成21年 3 月 |
| 経常収益 | 百万円 | 48,059 | 48,409 | 44,477 | 97,357 | 96,261 |
| 経常利益 (△は経常損失) | 百万円 | 9,393 | 1,962 | △8,047 | 18,402 | △38,225 |
| 中間純利益 | 百万円 | 6,692 | 1,897 | 1,805 | — | — |
| 当期純利益 (△は当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 12,074 | △24,815 |
| 資本金 | 百万円 | 37,040 | 37,040 | 47,039 | 37,040 | 47,039 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 479,348 | 479,348 | 634,386 | 479,348 | 634,386 |
| 純資産額 | 百万円 | 99,106 | 98,828 | 94,089 | 102,695 | 90,164 |
| 総資産額 | 百万円 | 3,194,723 | 3,472,704 | 3,382,941 | 3,341,452 | 3,424,892 |
| 預金残高 | 百万円 | 2,726,094 | 2,730,975 | 2,888,905 | 2,755,831 | 2,835,699 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 2,600,350 | 2,822,235 | 2,780,473 | 2,741,942 | 2,765,702 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 444,182 | 427,335 | 410,064 | 406,185 | 380,967 |
| 1株当たり配当額 | 円 | — | — | — | 5.00 | 3.00 |
| 自己資本比率 | % | 3.10 | 2.84 | 2.77 | 3.07 | 2.63 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 9.81 | 9.46 | 10.23 | 9.70 | 10.39 |
| 従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕 | 人 | 1,683 〔795〕 | 1,809 〔714〕 | 1,843 〔655〕 | 1,656 〔782〕 | 1,749 〔702〕 |

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2 四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|--------------|
| 従業員数(人) | 1,978[705] |
|---------|--------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員879人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|--------------|
| 従業員数(人) | 1,843[655] |
|---------|--------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員805人並びに出向人員181人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員14人については、従業員数に含めております。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

該当ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 金融経済環境

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、輸出や生産などに持ち直しの動きが見られましたが、総じてデフレ傾向が一段と強まり、活気に乏しい状況が続きました。輸出は、各国の経済対策の効果や在庫調整の進展もあり、増加に転じました。しかしながら、設備投資は、企業収益の減少や根強い設備過剰感から減少を続けており、個人消費も、政府の経済対策による下支え効果が一部に見られましたが、雇用・所得環境の悪化を背景に、全体として弱含みの動きとなりました。今後につきましては、雇用環境の一段悪化や円高の進行など、景気を下押しするリスクが多く存在することから、引き続き予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

金融業界におきましても、景気先行きの不透明感から、企業の前向きな資金需要が低迷し、貸出資産の増強が見込み難い状況が続いており、金融機関を取り巻く収益環境は一層厳しい状況にあります。円滑な金融仲介機能の発揮を図るべく、各地域金融機関は、企業や個人のお客さまの発展に資する多面的な金融支援・サービスの提供に全力をあげて取り組んでおります。

(ロ) 営業の成果

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日～至平成21年9月30日）の業績につきましては以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は法人預金の減少を主要因として、当第2四半期連結会計期間中403億円減少し、2兆8,807億円となりました。譲渡性預金は当第2四半期連結会計期間中232億円増加し、1,951億円となりました。

一方、貸出金は、住宅ローンを中心とした個人ローンの増加を主要因として、当第2四半期連結会計期間中450億円増加し、2兆7,816億円となりました。また、有価証券は、当第2四半期連結会計期間中170億円増加し、3,929億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中263億円増加し、3兆3,930億円、純資産は、当第2四半期連結会計期間中17億円増加し、1,205億円となりました。そのうち株主資本は、当第2四半期連結会計期間中9億円増加し、935億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、145円48銭となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結会計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸手当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は、貸出金利息の減少に伴う資金運用収益や役員取引等収益の減少等により、前第2四半期連結会計期間比28億3千万円減少し、247億7千9百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用やその他業務費用が減少したものの、与信関係費用の増加に伴うその他経常費用の増加等により、前第2四半期連結会計期間比68億5千7百万円増加し、326億2千8百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第2四半期連結会計期間比96億8千7百万円減少し、78億4千8百万円の損失、四半期純利益は、特別損益において本店売却等に伴い99億3千2百万円を計上したこと等により、前第2四半期連結会計期間比8億8千5百万円減少し、9億3千4百万円となりました。

事業の種類別では、銀行業の経常収益は前第2四半期連結会計期間比17億7千9百万円減少し、231億5千5百万円、経常費用は前第2四半期連結会計期間比81億7千7百万円増加し、314億3千3百万円、経常利益は前第2四半期連結会計期間比99億5千6百万円減少し、82億7千8百万円の損失となりました。リース業の経常収益は前第2四半期連結会計期間比12億1千1百万円減少し、15億9千8百万円、経常費用は前第2四半期連結会計期間比12億6千9百万円減少し、15億3千8百万円、経常利益は前第2四半期連結会計期間比5千8百万円増加し、5千9百万円となりました。その他事業の経常収益は前第2四半期連結会計期間比2億4千9百万円増加し、5億7千8百万円、経常費用は前第2四半期連結会計期間比3千9百万円増加し、2億9百万円、経常利益は前第2四半期連結会計期間比2億1千万円増加し、3億6千9百万円となりました。

なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため記載を省略しております。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、10.07%となりました。

事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比4億9千4百万円の減益となる143億4千4百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億4千3百万円の減益となる9億2千6百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比6億5千3百万円の増益となる15億9千万円であり、収支合計は前第2四半期連結会計期間比3億8千4百万円の減益となる168億6千1百万円であります。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比9億4千7百万円の減益となる138億2千6百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億2千9百万円の減益となる7億1千8百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比7億9千9百万円の増益となる14億1千3百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比2億2千2百万円の増益となる1億8千8百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比1億3千8百万円の減益となる1億8千4百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比2億5千5百万円の増益となる3億5千5百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比1千3百万円の減益となる2億1千2百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 銀行業 | リース業 | その他事業 | 相殺消去額 (△) | 合計 |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 14,774 | △34 | 99 | — | 14,839 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 13,826 | 188 | 355 | △26 | 14,344 |
| うち資金運用 収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 20,581 | 152 | 110 | △237 | 20,606 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 19,261 | 277 | 366 | △438 | 19,466 |
| うち資金調達 費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 5,807 | 187 | 11 | △237 | 5,767 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 5,434 | 88 | 11 | △412 | 5,122 |
| 役員取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,247 | — | 225 | △4 | 1,469 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 718 | — | 212 | △4 | 926 |
| うち役員取引等 収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,653 | — | 225 | △88 | 2,790 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,271 | — | 212 | △82 | 2,401 |
| うち役員取引等 費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,405 | — | — | △84 | 1,321 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,553 | — | — | △77 | 1,475 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 613 | 323 | — | 0 | 937 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,413 | 184 | — | △7 | 1,590 |
| うちその他業務 収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,058 | 2,537 | — | — | 3,595 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,550 | 1,319 | — | △7 | 2,862 |
| うちその他業務 費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 444 | 2,213 | — | △0 | 2,657 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 136 | 1,134 | — | △0 | 1,271 |

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別役員取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比3億8千9百万円減少して24億1百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結会計期間比1億5千4百万円増加して14億7千5百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億4千3百万円の減益となる9億2千6百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比3億8千1百万円減少して22億7千1百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結会計期間比1億4千7百万円増加して15億5千3百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億2千9百万円の減益となる7億1千8百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比1千3百万円減少して2億1千2百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比1千3百万円の減益となる2億1千2百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 銀行業 | リース業 | その他事業 | 相殺消去額 (△) | 合計 |
|--------------|--------------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役員取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,653 | — | 225 | △88 | 2,790 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,271 | — | 212 | △82 | 2,401 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,198 | — | — | △2 | 1,196 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 650 | — | — | △1 | 648 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 370 | — | — | △1 | 369 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 324 | — | — | △1 | 323 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 3 | — | — | — | 3 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 3 | — | — | — | 3 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 305 | — | — | △0 | 304 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 383 | — | — | △0 | 383 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | — | 1 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | — | 1 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 228 | — | — | — | 228 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 242 | — | — | △0 | 242 |
| うちクレジットカード業務 | 前第2四半期連結会計期間 | — | — | 140 | — | 140 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | — | — | 131 | — | 131 |
| うち投資信託業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 484 | — | — | — | 484 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 604 | — | — | — | 604 |
| 役員取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,405 | — | — | △84 | 1,321 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,553 | — | — | △77 | 1,475 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 80 | — | — | — | 80 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 74 | — | — | — | 74 |

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 銀行業 | リース業 | その他事業 | 相殺消去額 (△) | 合計 |
|---------|------------|-----------|---------|---------|--------------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成20年9月30日 | 2,728,249 | — | — | △532 | 2,727,717 |
| | 平成21年9月30日 | 2,882,366 | — | — | △1,597 | 2,880,769 |
| うち流動性預金 | 平成20年9月30日 | 587,750 | — | — | △350 | 587,399 |
| | 平成21年9月30日 | 590,091 | — | — | △1,438 | 588,652 |
| うち定期性預金 | 平成20年9月30日 | 2,125,984 | — | — | △176 | 2,125,807 |
| | 平成21年9月30日 | 2,277,910 | — | — | △147 | 2,277,763 |
| うちその他 | 平成20年9月30日 | 14,514 | — | — | △5 | 14,509 |
| | 平成21年9月30日 | 14,363 | — | — | △10 | 14,352 |
| 譲渡性預金 | 平成20年9月30日 | 333,700 | — | — | — | 333,700 |
| | 平成21年9月30日 | 195,170 | — | — | — | 195,170 |
| 総合計 | 平成20年9月30日 | 3,061,949 | — | — | △532 | 3,061,417 |
| | 平成21年9月30日 | 3,077,536 | — | — | △1,597 | 3,075,939 |

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

事業の種類別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 平成20年9月30日 | | | | | |
|---------------------------|--------------|---------------|--------------------|---------------------------|-------------|------------|
| | 銀行業 (百万円) | リース業 (百万円) | その他 事業 (百万円) | 相殺 消去額 (△) (百万円) | 合計 (百万円) | 構成比 (%) |
| 国内 (除く特別国際金融 取引勘定分) | 2,829,323 | — | — | △6,421 | 2,822,901 | 100.00 |
| 政府及び 政府関係機関 | — | — | — | — | — | — |
| 農業・林業・ 漁業及び鉱業 | 3,537 | — | — | — | 3,537 | 0.13 |
| 製造業 | 104,737 | — | — | — | 104,737 | 3.71 |
| 建設業 | 69,047 | — | — | — | 69,047 | 2.45 |
| 運輸・情報 通信及び 公益事業 | 61,009 | — | — | — | 61,009 | 2.16 |
| 卸売・小売業 | 133,241 | — | — | — | 133,241 | 4.72 |
| 金融・保険業 | 21,046 | — | — | △989 | 20,057 | 0.71 |
| 不動産業 | 872,862 | — | — | — | 872,862 | 30.92 |
| 各種 サービス業 | 319,091 | — | — | △5,432 | 313,659 | 11.11 |
| 地方公共団体 | 5,480 | — | — | — | 5,480 | 0.19 |
| 個人 | 1,239,268 | — | — | — | 1,239,268 | 43.90 |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 海外及び 特別国際金融 取引勘定分 | — | — | 12,900 | △12,900 | — | — |
| 政府等 | — | — | — | — | — | — |
| 金融・保険業 | — | — | 12,900 | △12,900 | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2,829,323 | — | 12,900 | △19,321 | 2,822,901 | — |

| 業種別 | 平成21年9月30日 | | | | | |
|---------------------------|--------------|---------------|--------------------|---------------------------|-------------|------------|
| | 銀行業 (百万円) | リース業 (百万円) | その他 事業 (百万円) | 相殺 消去額 (△) (百万円) | 合計 (百万円) | 構成比 (%) |
| 国内 (除く特別国際金融 取引勘定分) | 2,787,913 | — | — | △6,300 | 2,781,612 | 100.00 |
| 政府及び 政府関係機関 | — | — | — | — | — | — |
| 農業・林業・ 漁業及び鉱業 | 2,963 | — | — | — | 2,963 | 0.11 |
| 製造業 | 91,191 | — | — | — | 91,191 | 3.28 |
| 建設業 | 64,603 | — | — | — | 64,603 | 2.32 |
| 運輸・情報 通信及び 公益事業 | 57,271 | — | — | — | 57,271 | 2.06 |
| 卸売・小売業 | 128,962 | — | — | — | 128,962 | 4.63 |
| 金融・保険業 | 34,952 | — | — | △1,103 | 33,848 | 1.22 |
| 不動産業・ 物品賃貸業 | 808,639 | — | — | △5,197 | 803,442 | 28.88 |
| 各種 サービス業 | 258,499 | — | — | — | 258,499 | 9.29 |
| 地方公共団体 | 5,480 | — | — | — | 5,480 | 0.20 |
| 個人 | 1,335,348 | — | — | — | 1,335,348 | 48.01 |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 海外及び 特別国際金融 取引勘定分 | — | — | 28,100 | △28,100 | — | — |
| 政府等 | — | — | — | — | — | — |
| 金融・保険業 | — | — | 28,100 | △28,100 | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2,787,913 | — | 28,100 | △34,400 | 2,781,612 | — |

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、業種の表示を一部変更しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比4億9千4百万円の減益となる143億4千4百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億4千3百万円の減益となる9億2千6百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比6億5千3百万円の増益となる15億9千万円であり、収支合計は前第2四半期連結会計期間比3億8千4百万円の減益となる168億6千1百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比7億5千1百万円の減益となる139億7千8百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億4千3百万円の減益となる9億2千6百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比6億5千3百万円の増益となる15億9千万円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比2億5千6百万円の増益となる3億6千6百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|-----------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 14,729 | 109 | — | 14,839 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 13,978 | 366 | — | 14,344 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 20,606 | 109 | △109 | 20,606 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 19,466 | 366 | △366 | 19,466 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 5,877 | — | △109 | 5,767 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 5,488 | — | △366 | 5,122 |
| 役員取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,469 | — | △0 | 1,469 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 926 | — | △0 | 926 |
| うち役員取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,791 | — | △0 | 2,790 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,402 | — | △0 | 2,401 |
| うち役員取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,321 | — | — | 1,321 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,475 | — | — | 1,475 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 937 | — | — | 937 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,590 | — | — | 1,590 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 3,595 | — | — | 3,595 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,862 | — | — | 2,862 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,657 | — | — | 2,657 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,271 | — | — | 1,271 |

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役員取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比3億8千9百万円減少して24億1百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結会計期間比1億5千4百万円増加して14億7千5百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億4千3百万円の減益となる9億2千6百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|--------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役員取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,791 | — | △0 | 2,790 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,402 | — | △0 | 2,401 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,196 | — | — | 1,196 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 648 | — | — | 648 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 369 | — | △0 | 369 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 323 | — | △0 | 323 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 3 | — | — | 3 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 3 | — | — | 3 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 304 | — | — | 304 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 383 | — | — | 383 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | 1 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | 1 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 228 | — | — | 228 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 242 | — | — | 242 |
| うちクレジットカード業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 140 | — | — | 140 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 131 | — | — | 131 |
| うち投資信託業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 484 | — | — | 484 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 604 | — | — | 604 |
| 役員取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,321 | — | — | 1,321 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,475 | — | — | 1,475 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 80 | — | — | 80 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 74 | — | — | 74 |

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|---------|------------|-----------|---------|----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成20年9月30日 | 2,727,722 | — | △5 | 2,727,717 |
| | 平成21年9月30日 | 2,880,779 | — | △10 | 2,880,769 |
| うち流動性預金 | 平成20年9月30日 | 587,399 | — | — | 587,399 |
| | 平成21年9月30日 | 588,652 | — | — | 588,652 |
| うち定期性預金 | 平成20年9月30日 | 2,125,807 | — | — | 2,125,807 |
| | 平成21年9月30日 | 2,277,763 | — | — | 2,277,763 |
| うちその他 | 平成20年9月30日 | 14,514 | — | △5 | 14,509 |
| | 平成21年9月30日 | 14,363 | — | △10 | 14,352 |
| 譲渡性預金 | 平成20年9月30日 | 333,700 | — | — | 333,700 |
| | 平成21年9月30日 | 195,170 | — | — | 195,170 |
| 総合計 | 平成20年9月30日 | 3,061,422 | — | △5 | 3,061,417 |
| | 平成21年9月30日 | 3,075,949 | — | △10 | 3,075,939 |

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(1) 業績の状況「事業の種類別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)－(A) |
|------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 業務粗利益 | 31,060 | 28,795 | △2,264 |
| 経費(除く臨時処理分) | 16,879 | 16,041 | △838 |
| 人件費 | 8,270 | 7,858 | △411 |
| 物件費 | 7,813 | 7,385 | △427 |
| 税金 | 796 | 796 | 0 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 14,180 | 12,754 | △1,426 |
| コア業務純益 | 13,896 | 10,754 | △3,141 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 2,307 | 2,813 | 506 |
| 業務純益 | 11,872 | 9,940 | △1,932 |
| うち債券関係損益 | 284 | 1,999 | 1,715 |
| 臨時損益 | △9,909 | △17,987 | △8,078 |
| 株式関係損益 | 63 | 12 | △51 |
| 不良債権処理損失 | 9,413 | 17,319 | 7,906 |
| 貸出金償却 | — | — | — |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 8,667 | 16,055 | 7,387 |
| 延滞債権等売却損 | 44 | 113 | 68 |
| 偶発損失引当金繰入額 | 158 | 151 | △7 |
| 保証協会宛負担金 | 541 | 999 | 458 |
| その他臨時損益 | △560 | △681 | △120 |
| 経常利益(△は経常損失) | 1,962 | △8,047 | △10,010 |
| 特別損益 | △257 | 9,496 | 9,753 |
| うち固定資産処分損益 | △95 | 9,545 | 9,640 |
| うち減損損失 | 162 | 2 | △160 |
| 税引前中間純利益 | 1,705 | 1,448 | △256 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,524 | 3,073 | △450 |
| 法人税等調整額 | △3,716 | △3,430 | 285 |
| 法人税等合計 | — | △356 | — |
| 中間純利益 | 1,897 | 1,805 | △91 |

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 コア業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－債券関係損益

3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減(%) (B) - (A) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (1) 資金運用利回 ① | 2.47 | 2.31 | △0.16 |
| (イ) 貸出金利回 | 2.71 | 2.55 | △0.16 |
| (ロ) 有価証券利回 | 1.12 | 1.08 | △0.04 |
| (2) 資金調達原価 ② | 1.71 | 1.63 | △0.08 |
| (イ) 預金等利回 | 0.61 | 0.59 | △0.02 |
| (ロ) 外部負債利回 | 2.17 | 1.46 | △0.71 |
| (3) 総資金利鞘 ①-② | 0.76 | 0.68 | △0.08 |

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

3 ROE(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減(%) (B) - (A) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| コア業務純益ベース | 27.52 | 23.30 | △4.22 |
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前) | 28.08 | 27.63 | △0.45 |
| 業務純益ベース | 23.51 | 21.53 | △1.98 |
| 中間純利益ベース | 3.75 | 3.91 | 0.16 |

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 預金 (末残) | 2,730,975 | 2,888,905 | 157,930 |
| 預金 (平残) | 2,741,025 | 2,909,393 | 168,367 |
| 譲渡性預金 (末残) | 345,700 | 205,170 | △140,530 |
| 譲渡性預金 (平残) | 389,979 | 188,841 | △201,138 |
| 貸出金 (末残) | 2,822,235 | 2,780,473 | △41,762 |
| 貸出金 (平残) | 2,772,929 | 2,741,027 | △31,901 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 個人 | 2,046,472 | 2,203,526 | 157,053 |
| 法人 | 684,502 | 685,379 | 877 |
| 合計 | 2,730,975 | 2,888,905 | 157,930 |

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 消費者ローン残高 | 1,191,983 | 1,287,994 | 96,010 |
| 住宅ローン残高 | 915,620 | 978,670 | 63,050 |
| その他ローン残高 | 276,362 | 309,323 | 32,960 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------|-------|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高 | ① 百万円 | 2,670,341 | 2,567,590 | △102,750 |
| 総貸出金残高 | ② 百万円 | 2,822,235 | 2,780,473 | △41,762 |
| 中小企業等貸出金比率 | ①/② % | 94.61 | 92.34 | △2.27 |
| 中小企業等貸出先件数 | ③ 件 | 124,702 | 124,951 | 249 |
| 総貸出先件数 | ④ 件 | 124,902 | 125,215 | 313 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | ③/④ % | 99.83 | 99.78 | △0.05 |

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間会計期間 | | 当中間会計期間 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) |
| 手形引受 | — | — | — | — |
| 信用状 | 110 | 1,139 | 30 | 366 |
| 保証 | 217 | 12,631 | 135 | 7,061 |
| 計 | 327 | 13,770 | 165 | 7,427 |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年9月30日は基礎的手法、平成21年9月30日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 37,040 | 47,039 |
| | うち非累積的永久優先株 | — | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本剰余金 | 8,546 | 18,546 |
| | 利益剰余金 | 56,304 | 28,242 |
| | 自己株式(△) | 288 | 275 |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | 80 | 271 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | 4,641 | — |
| | 為替換算調整勘定 | — | — |
| | 新株予約権 | 56 | 74 |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 13,127 | 28,268 |
| | うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 | 12,500 | 27,500 |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | — | — |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | — | — |
| | 繰延税金資産の控除金額(△) | — | — |
| | 計 (A) | 110,063 | 121,625 |
| 補完的項目 (Tier 2) | うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) | 12,500 | 12,500 |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額 | 664 | 664 |
| | 一般貸倒引当金 | 17,505 | 34,619 |
| | 負債性資本調達手段等 | 84,000 | 79,000 |
| | うち永久劣後債務(注2) | 28,000 | 28,000 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3) | 56,000 | 51,000 |
| | 計 | 102,170 | 114,283 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 97,585 | 92,980 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | — | — |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) (D) | 207,649 | 214,606 |
| リスク・ アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 2,079,163 | 2,046,241 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 17,331 | 18,350 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 2,096,495 | 2,064,591 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F) | 125,786 | 66,077 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 10,062 | 5,286 |
| | 計 (E)+(F) (H) | 2,222,281 | 2,130,669 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%) | | 9.34 | 10.07 |
| (参考) Tier 1比率 = A/H×100(%) | | 4.95 | 5.70 |

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 37,040 | 47,039 |
| | うち非累積的永久優先株 | — | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本準備金 | 8,546 | 18,546 |
| | その他資本剰余金 | — | — |
| | 利益準備金 | 2,078 | 2,458 |
| | その他利益剰余金 | 54,810 | 27,619 |
| | その他 | 12,580 | 27,771 |
| | 自己株式(△) | 288 | 275 |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | 80 | 271 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | 4,641 | — |
| | 新株予約権 | 56 | 74 |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | — | — |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | — | — |
| | 繰延税金資産の控除金額(△) | — | — |
| | 計 (A) | 110,100 | 122,963 |
| うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) | 12,500 | 12,500 | |
| うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 | 12,500 | 27,500 | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額 | 664 | 664 |
| | 一般貸倒引当金 | 13,911 | 29,828 |
| | 負債性資本調達手段等 | 84,000 | 79,000 |
| | うち永久劣後債務(注2) | 28,000 | 28,000 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3) | 56,000 | 51,000 |
| | 計 | 98,576 | 109,492 |
| | うち自己資本への算入額 (B) | 97,418 | 92,838 |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | — | — |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) (D) | 207,518 | 215,801 |
| リスク・ アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 2,059,595 | 2,031,277 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 16,507 | 17,695 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 2,076,103 | 2,048,972 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F) | 116,314 | 58,879 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 9,305 | 4,710 |
| | 計 (E) + (F) (H) | 2,192,418 | 2,107,852 |
| 単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%) | | 9.46 | 10.23 |
| (参考) Tier 1比率 = A/H×100(%) | | 5.02 | 5.83 |

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

| | | |
|---------|--|---|
| 発行体 | KUBC Preferred Capital Cayman Limited | KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」) | 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」) |
| 償還期限 | 定めず | 定めず |
| 任意償還 | 平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) | 平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) |
| 発行総額 | 125億円 | 150億円 |
| 払込日 | 平成19年1月25日 | 平成21年3月30日 |
| 配当率 | 固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される) | 固定 (ただし平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用される。金利ステップ・アップなし) |
| 配当日 | 毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日 | 毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成21年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日 |
| 配当停止条件 | 以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。 | 以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。 |

| | | |
|-----------------|---|--|
| <p>配当制限</p> | <p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p> | <p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p> |
| <p>分配可能金額制限</p> | <p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}（もしあれば）の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p> | <p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p> |

| | | |
|-----------|---|---|
| 強制配当 | <p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p> | <p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p> |
| 残余財産分配請求権 | 1口あたり10,000,000円 | 1口あたり10,000,000円 |

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が当行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

| 債権の区分 | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 611 | 898 |
| 危険債権 | 246 | 603 |
| 要管理債権 | 171 | 116 |
| 正常債権 | 27,403 | 26,320 |

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比797億6千3百万円減少し、△206億2千4百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比263億7千4百万円増加し、82億4千5百万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比2億9千万円減少し、△6億1千万円となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物の増加は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、129億8千9百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,426億2千8百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

びわこ銀行との合併を前に、金融経済環境の先行きが不透明な中、地価の下落率が拡大していることから、貸出資産の一層の健全化を図ることを目的に、当第2四半期連結会計期間において、担保評価や債務者区分を保守的に見直し、不良債権の追加処理を実施いたしました。

今後、当行といたしましては、リテール業務に特化した営業により、一段と安定した収益基盤を構築するとともに、与信管理態勢の強化に一層注力することで強固な財務体質を確立し、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(5) その他

当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、株式会社びわこ銀行と平成22年3月1日を目途に、対等の精神に基づき合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(1) 銀行業

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延面積 (㎡) | 完了年月 |
|-----|------------|--------|-------|-------------|--------------|---------|
| 当行 | 芦屋支店 | 兵庫県芦屋市 | 店舗 | — | 788 | 平成21年7月 |

(注) 上記物件は賃借物件であり、敷地面積を — と表示しております。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

当第2四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

① 新設

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の 内容 | 土地 | | 建物 | 動産 | リース 資産 | 合計 | 従業員数 (人) |
|-----|------------|--------|-----------|-------|-----------|-----|----|-----------|-----|-------------|
| | | | | 面積(㎡) | 帳簿価額(百万円) | | | | | |
| 当行 | 芦屋支店 | 兵庫県芦屋市 | 店舗 | — | — | 179 | 80 | — | 259 | 13 |

(注) 1 上記の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 上記物件は賃借物件であり、土地の面積及び帳簿価額を — と表示しております。

② 売却

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の 内容 | 土地 | | 建物 | 動産 | リース 資産 | 合計 | 従業員数 (人) |
|-------------|----------------|------------|--------|-----------|-------|-----------|-------|----|-----------|--------|-------------|
| | | | | | 面積(㎡) | 帳簿価額(百万円) | | | | | |
| 当行 | — | 本店 | 大阪市中央区 | 店舗・事務所 | 1,933 | 8,250 | 2,650 | — | — | 10,900 | 627 |
| 国内連結 子会社 | 関西総合信用 株式会社 | 本社他 | 大阪市中央区 | 事務所 | 361 | 2,904 | 622 | — | — | 3,527 | 37 |

(注) 1 上記の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 上記物件は売却後、売却先より賃借し引き続き使用しております。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(1) 銀行業

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の 内容 | 投資予定金額 (百万円) | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 |
|-----|------------|-----|----|-----------|-----------------|------|------------|------|------------|
| | | | | | 総額 | 既支払額 | | | |
| 当行 | — | — | 新設 | 店舗 | 724 | 41 | 自己資金 | — | — |

(注) 上記の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 1,400,000,000 |
| 計 | 1,400,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成21年11月16日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|--|---|
| 普通株式 | 634,386,000 | 同左 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。 |
| 計 | 634,386,000 | 同左 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | — |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 104,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 155円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年6月29日～ 平成23年6月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 155円 資本組入額 78円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は、付与契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 138個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 138,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 131,000円(1株当たり131円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月28日～ 平成24年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 131円 資本組入額 66円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 222個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 222,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 179,000円(1株当たり179円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月28日～ 平成25年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 179円 資本組入額 90円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 325個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 325,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 202,000円(1株当たり202円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月30日～ 平成26年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 202円 資本組入額 101円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 451個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 451,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 313,000円(1株当たり313円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月30日～ 平成27年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 313円 資本組入額 157円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 162個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 162,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 490,000円(1株当たり490円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月30日～ 平成28年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 628円 資本組入額 314円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 115個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 115,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 490,000円(1株当たり490円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月30日～ 平成28年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 628円 資本組入額 314円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 174個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 174,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 461,000円(1株当たり461円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月29日～ 平成29年6月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 557円 資本組入額 279円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 112個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 112,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 461,000円(1株当たり461円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月29日～ 平成29年6月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 557円 資本組入額 279円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 289個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 289,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 302,000円(1株当たり302円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月28日～ 平成30年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 339円 資本組入額 170円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成21年6月26日定時株主総会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 350個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 350,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 193,000円(1株当たり193円) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年6月27日～ 平成31年6月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 244円 資本組入額 122円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年7月1日 ～平成21年9月30日 | — | 634,386 | — | 47,039,951 | — | 18,546,063 |

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|--|---|---------------|----------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 357,159 | 56.30 |
| 銀泉株式会社 | 東京都千代田区九段南3丁目9-15 | 34,122 | 5.37 |
| 株式会社セディナ | 名古屋市中区丸の内3丁目23-20 | 27,339 | 4.30 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪市中央区今橋4丁目5-15 | 17,817 | 2.80 |
| TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) | 1208 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE (東京都中央区日本橋3丁目11-1) | 17,396 | 2.74 |
| 三井住友ファイナンス&リース 株式会社 | 東京都港区西新橋3丁目9-4 | 14,721 | 2.32 |
| 株式会社日本総合研究所 | 東京都千代田区一番町16番 | 12,890 | 2.03 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 6,389 | 1.00 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 3,773 | 0.59 |
| 関西アーバン銀行自社株投資会 | 大阪市中央区西心斎橋1丁目2-4 | 3,693 | 0.58 |
| 計 | — | 495,302 | 78.07 |

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、少数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 691,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 633,059,000 | 633,059 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 636,000 | — | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 634,386,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 633,059 | — |

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、24,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が24個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式624株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行 | 大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号 | 691,000 | — | 691,000 | 0.10 |
| 計 | — | 691,000 | — | 691,000 | 0.10 |

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 211 | 215 | 210 | 177 | 167 | 154 |
| 最低(円) | 153 | 192 | 165 | 153 | 148 | 117 |

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | ※6 154,125 | 143,189 | 208,862 |
| コールローン及び買入手形 | 1,670 | 2,910 | 5,401 |
| 有価証券 | ※6, ※13 410,439 | ※6, ※13 392,968 | ※6, ※13 363,871 |
| 貸出金 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,822,901 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,781,612 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,767,409 |
| 外国為替 | ※5 4,229 | ※5 2,642 | ※5 2,583 |
| その他資産 | ※6 39,282 | ※6 41,135 | ※6 40,744 |
| 有形固定資産 | ※8, ※9 38,079 | ※8, ※9 24,536 | ※8, ※9, ※10 39,641 |
| 無形固定資産 | 2,991 | 2,620 | 2,960 |
| 繰延税金資産 | 23,664 | 39,869 | 38,620 |
| 支払承諾見返 | 14,587 | 8,067 | 11,283 |
| 貸倒引当金 | △23,536 | △46,508 | △40,133 |
| 資産の部合計 | 3,488,435 | 3,393,045 | 3,441,245 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | ※6 2,727,717 | ※6 2,880,769 | ※6 2,834,034 |
| 譲渡性預金 | 333,700 | 195,170 | 255,300 |
| コールマネー及び売渡手形 | ※6 150,149 | 131 | 20,178 |
| 借入金 | ※6, ※11 40,023 | ※6, ※11 80,882 | ※6, ※11 99,027 |
| 外国為替 | 91 | 36 | 16 |
| 社債 | ※12 66,000 | ※12 61,000 | ※12 61,000 |
| その他負債 | 37,900 | 38,534 | 35,354 |
| 賞与引当金 | 1,508 | 1,461 | 1,693 |
| 退職給付引当金 | 3,677 | 3,832 | 3,736 |
| 役員退職慰労引当金 | 371 | 418 | 441 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 189 | 411 | 318 |
| 偶発損失引当金 | 523 | 1,175 | 1,024 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | ※8 618 | ※8 618 | ※8 618 |
| 支払承諾 | 14,587 | 8,067 | 11,283 |
| 負債の部合計 | 3,377,058 | 3,272,510 | 3,324,028 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 37,040 | 47,039 | 47,039 |
| 資本剰余金 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 利益剰余金 | 56,304 | 28,242 | 29,117 |
| 自己株式 | △288 | △275 | △288 |
| 株主資本合計 | 101,601 | 93,553 | 94,414 |
| その他有価証券評価差額金 | △4,641 | △2,943 | △6,959 |
| 繰延ヘッジ損益 | 374 | 724 | 733 |
| 土地再評価差額金 | ※8 858 | ※8 857 | ※8 857 |
| 評価・換算差額等合計 | △3,408 | △1,361 | △5,368 |
| 新株予約権 | 56 | 74 | 66 |
| 少数株主持分 | 13,127 | 28,268 | 28,104 |
| 純資産の部合計 | 111,377 | 120,535 | 117,217 |
| 負債及び純資産の部合計 | 3,488,435 | 3,393,045 | 3,441,245 |

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-----------------------------|--|--|--|
| 経常収益 | 55,620 | 49,875 | 108,796 |
| 資金運用収益 | 41,463 | 39,071 | 82,498 |
| (うち貸出金利息) | 38,144 | 35,633 | 75,982 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,512 | 2,316 | 4,692 |
| 役務取引等収益 | 5,287 | 4,450 | 10,251 |
| その他業務収益 | 7,668 | 6,258 | 12,224 |
| その他経常収益 | ※1 1,200 | 94 | ※1 3,821 |
| 経常費用 | 53,065 | 58,569 | 146,695 |
| 資金調達費用 | 11,265 | 10,551 | 22,650 |
| (うち預金利息) | 8,239 | 8,754 | 17,000 |
| 役務取引等費用 | 2,609 | 2,955 | 4,979 |
| その他業務費用 | 6,396 | 3,318 | 11,401 |
| 営業経費 | 18,369 | 17,551 | 36,975 |
| その他経常費用 | ※2 14,425 | ※2 24,191 | ※2 70,687 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 2,554 | △8,693 | △37,898 |
| 特別利益 | 26 | 9,981 | 145 |
| 固定資産処分益 | 21 | 9,979 | 138 |
| 償却債権取立益 | 4 | 1 | 7 |
| 特別損失 | 255 | 52 | 314 |
| 固定資産処分損 | 92 | 2 | 138 |
| 減損損失 | ※4 162 | ※4 2 | ※4 176 |
| その他の特別損失 | — | ※3 47 | — |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△) | 2,325 | 1,235 | △38,067 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,701 | 3,471 | 3,924 |
| 法人税等調整額 | △3,830 | △3,979 | △17,452 |
| 法人税等合計 | △129 | △507 | △13,528 |
| 少数株主利益 | 232 | 708 | 425 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 2,222 | 1,034 | △24,963 |

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 37,040 | 47,039 | 37,040 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 9,999 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 9,999 |
| 当中間期末残高 | 37,040 | 47,039 | 47,039 |
| 資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 8,546 | 18,546 | 8,546 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 9,999 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 9,999 |
| 当中間期末残高 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 56,478 | 29,117 | 56,478 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 2,222 | 1,034 | △24,963 |
| 自己株式の処分 | △3 | △8 | △5 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 当中間期変動額合計 | △174 | △874 | △27,360 |
| 当中間期末残高 | 56,304 | 28,242 | 29,117 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △292 | △288 | △292 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 6 | 13 | 9 |
| 当中間期変動額合計 | 3 | 13 | 4 |
| 当中間期末残高 | △288 | △275 | △288 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 101,771 | 94,414 | 101,771 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 19,999 |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 2,222 | 1,034 | △24,963 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 当中間期変動額合計 | △170 | △861 | △7,356 |
| 当中間期末残高 | 101,601 | 93,553 | 94,414 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | △1,252 | △6,959 | △1,252 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △3,389 | 4,016 | △5,707 |
| 当中間期変動額合計 | △3,389 | 4,016 | △5,707 |
| 当中間期末残高 | △4,641 | △2,943 | △6,959 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 370 | 733 | 370 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 4 | △9 | 363 |
| 当中間期変動額合計 | 4 | △9 | 363 |
| 当中間期末残高 | 374 | 724 | 733 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 858 | 857 | 858 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | — | — | △1 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | △1 |
| 当中間期末残高 | 858 | 857 | 857 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | △23 | △5,368 | △23 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △3,384 | 4,006 | △5,344 |
| 当中間期変動額合計 | △3,384 | 4,006 | △5,344 |
| 当中間期末残高 | △3,408 | △1,361 | △5,368 |
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | 43 | 66 | 43 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 12 | 8 | 22 |
| 当中間期変動額合計 | 12 | 8 | 22 |
| 当中間期末残高 | 56 | 74 | 66 |
| 少数株主持分 | | | |
| 前期末残高 | 13,111 | 28,104 | 13,111 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 16 | 164 | 14,992 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 164 | 14,992 |
| 当中間期末残高 | 13,127 | 28,268 | 28,104 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 114,903 | 117,217 | 114,903 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 19,999 |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 2,222 | 1,034 | △24,963 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △3,355 | 4,179 | 9,670 |
| 当中間期変動額合計 | △3,525 | 3,318 | 2,313 |
| 当中間期末残高 | 111,377 | 120,535 | 117,217 |

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|---------------------------------|--|--|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△) | 2,325 | 1,235 | △38,067 |
| 減価償却費 | 1,926 | 2,000 | 4,082 |
| 減損損失 | 162 | 2 | 176 |
| 貸倒引当金の増減 (△) | 1,176 | 6,374 | 17,773 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △67 | △231 | 117 |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | △22 | 95 | 36 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) | △112 | △23 | △42 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△) | 9 | 92 | 138 |
| 偶発損失引当金の増減 (△) | 158 | 151 | 659 |
| 資金運用収益 | △41,463 | △39,071 | △82,498 |
| 資金調達費用 | 11,265 | 10,551 | 22,650 |
| 有価証券関係損益 (△) | △592 | △2,036 | 3,175 |
| 為替差損益 (△は益) | △2 | 0 | △3 |
| 固定資産処分損益 (△は益) | 70 | △9,977 | △0 |
| 貸出金の純増 (△) 減 | △80,673 | △14,203 | △25,181 |
| 預金の純増減 (△) | △20,862 | 46,734 | 85,455 |
| 譲渡性預金の純増減 (△) | 6,530 | △60,130 | △71,870 |
| 借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△) | △1,295 | △18,145 | 57,709 |
| 有利息預け金の純増 (△) 減 | 2,763 | 15,314 | △12,181 |
| コールローン等の純増 (△) 減 | △638 | 2,490 | △4,369 |
| コールマネー等の純増減 (△) | 149,990 | △20,046 | 20,019 |
| 外国為替 (資産) の純増 (△) 減 | 391 | △58 | 2,036 |
| 外国為替 (負債) の純増減 (△) | 20 | 19 | △54 |
| 資金運用による収入 | 41,417 | 39,011 | 81,934 |
| 資金調達による支出 | △7,886 | △10,459 | △20,232 |
| その他 | 1,245 | 598 | 1,692 |
| 小計 | 65,837 | △49,709 | 43,158 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △4,800 | 238 | △8,907 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 61,036 | △49,471 | 34,251 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|-------------------------|--|--|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | △173,388 | △369,530 | △316,349 |
| 有価証券の売却による収入 | 98,218 | 306,091 | 170,797 |
| 有価証券の償還による収入 | 48,883 | 43,130 | 158,167 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △8,171 | △820 | △10,005 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 131 | 24,434 | 536 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △491 | △275 | △1,092 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 0 | 19 | — |
| その他 | 29 | △1,495 | 97 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △34,788 | 1,553 | 2,151 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 株式の発行による収入 | — | — | 19,914 |
| 劣後特約付社債の償還による支出 | — | — | △5,000 |
| 少数株主からの払込みによる収入 | — | — | 14,940 |
| 配当金の支払額 | △2,391 | △1,900 | △2,392 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △216 | △544 | △432 |
| 自己株式の取得による支出 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分による収入 | 3 | 5 | 4 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △2,607 | △2,439 | 27,028 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 2 | △0 | 3 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 23,642 | △50,358 | 63,435 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 129,551 | 192,987 | 129,551 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※1 153,194 | ※1 142,628 | ※1 192,987 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------------------|--|---|---|
| 1 連結の範囲に関する事項 | 連結子会社 6社 会社名 関銀リース㈱ ㈱関西クレジット・サービス 関西総合信用㈱ 関西モーゲージサービス㈱ 幸福カード㈱ KUBC Preferred Capital Cayman Limited 関西モーゲージサービス㈱は前連結会計年度に関西ビジネス㈱より社名変更しております。 非連結子会社はありません。 | (1) 連結子会社 7社 会社名 関銀リース㈱ ㈱関西クレジット・サービス 関西総合信用㈱ 関西モーゲージサービス㈱ 幸福カード㈱ KUBC Preferred Capital Cayman Limited KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited (2) 非連結子会社 該当ありません。 | (1) 連結子会社 7社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、新規設立により当連結会計年度より連結子会社としております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。 |
| 2 持分法の適用に関する事項 | (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 | (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 | (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 |
| 3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社 (2) —— | (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 1社 9月末日 6社 (2) 7月24日を中間決算日とする連結子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 | (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1月24日 1社 3月末日 6社 (2) 1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 |
| 4 開示対象特別目的会社に関する事項 | (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。 | (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。 | (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|----------------|---|--|---|
| 5 会計処理基準に関する事項 | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 |
| | (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 | (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 | (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 |
| | (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 | (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 | (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 | ② 無形固定資産 同左 | ② 無形固定資産 同左 |
| | (4) ——— | (4) ——— | (4) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 |
| | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36,032百万円であります。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、72,566百万円であります。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、65,168百万円であります。</p> |
| | <p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> | <p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p> | <p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|--|---|
| | また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 | | 連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 |
| | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左 | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |
| | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。 | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左 | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左 |
| | (10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 | (10) 偶発損失引当金の計上基準 同左 | (10) 偶発損失引当金の計上基準 同左 |
| | (11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | (11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左 | (11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | <p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> | <p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> | <p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|---|
| | ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 | | |
| | <p>(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は187百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p> | <p>(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> | <p>(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は243百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p> |
| | (14)連結納税制度の適用 当行及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 | (14)連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 | (14)連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 |
| 6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。 | 同左 | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>当該取引については、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益は2,914百万円、経常費用は2,936百万円減少し、経常利益、税金等調整前中間純利益は22百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース投資資産は12,273百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>該当ありません。</p> | <p>——</p> | <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>当該取引については、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に資金運用収益に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益は6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常損失、税金等調整前当期純損失は79百万円減少しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産は12,428百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>該当ありません。</p> |

【追加情報】

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間連結会計期間末日の市場価格をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>(株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意について)</p> <p>当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、株式会社びわこ銀行と平成22年3月1日を目途に合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は39,485百万円、延滞債権額は48,015百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は51,624百万円、延滞債権額は101,281百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,918百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,869百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は59,297百万円、延滞債権額は85,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,363百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,430百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|---|
| <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,890百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,676百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 208,750百万円 貸出金 3,573百万円 その他資産(延払資産) 7,860百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,308百万円 コールマネー 150,000百万円 借入金 19,123百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,959百万円であります。</p> | <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は165,694百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,762百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 251,166百万円 貸出金 7,237百万円 その他資産(リース債権及びリース投資資産) 10,943百万円 その他資産(延払資産) 6,943百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,805百万円 借入金 60,182百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券61,758百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,384百万円であります。</p> | <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,557百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,313百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 244,836百万円 貸出金 3,368百万円 その他資産(リース債権及びリース投資資産) 10,785百万円 その他資産(延払資産) 7,728百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,252百万円 借入金 78,227百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は1,890百万円であります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、310,935百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが306,440百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> | <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、354,539百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが343,127百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> | <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、348,913百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが342,097百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">650百万円</p> | <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">737百万円</p> | <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">692百万円</p> |
| <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,356百万円</p> | <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">22,496百万円</p> | <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,501百万円</p> |
| <p>※10 _____</p> | <p>※10 _____</p> | <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">951百万円</p> <p>(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> |
| <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p> | <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p> | <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p> |
| <p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p> | <p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p> | <p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p> |
| <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。</p> | <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。</p> | <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。</p> |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----|----------|----|-----|------|--------|--|----|------|----|---------|----|----|------|------|--|----|------|----|----------|----|-----|------|--------|
| <p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,719百万円を含んでおります。</p> <p>※3 ———</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 営業用店舗2か店 | 種類 | 建物他 | 減損損失 | 162百万円 | <p>※1 ———</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額22,178百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用であります。</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産2物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府外 | 用途 | 遊休資産2物件 | 種類 | 建物 | 減損損失 | 2百万円 | <p>※1 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円及び株式等売却益674百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額62,274百万円、株式等償却3,064百万円、貸出債権売却に伴う損失1,342百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※3 ———</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 営業用店舗2か店 | 種類 | 建物他 | 減損損失 | 162百万円 |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 営業用店舗2か店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 162百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産2物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 営業用店舗2か店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 162百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----|------|----|---------|----|------|------|------|----|------|----|---------|----|----|------|------|
| <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | <p>(遊休資産)</p> <table data-bbox="1058 277 1404 412"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <table data-bbox="1058 450 1404 584"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 遊休資産1物件 | 種類 | 土地建物 | 減損損失 | 3百万円 | 地域 | 大阪府外 | 用途 | 遊休資産3物件 | 種類 | 土地 | 減損損失 | 9百万円 |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産1物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 土地建物 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 3百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産3物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 土地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 9百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 479,348 | — | — | 479,348 | |
| 合計 | 479,348 | — | — | 479,348 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 715 | 13 | 16 | 713 | (注)1、2 |
| 合計 | 715 | 13 | 16 | 713 | |

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、単元未満株式の売渡しによる減少9千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

2 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結 会計期間末 残高(百万円) | 摘要 |
|----|-------------------------|--------------------------|--------------------|-----------|----|---------------------------|----|
| | | | 前連結会計 年度末 | 当中間連結会計期間 | | | |
| | | | | 増加 | 減少 | | |
| 当行 | ストック・オプションとしての 新株予約権 | | — | | 56 | | |
| 合計 | | | — | | 56 | | |

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,393 | 5 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 634,386 | — | — | 634,386 | |
| 合計 | 634,386 | — | — | 634,386 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 722 | 3 | 34 | 691 | (注) 1、2 |
| 合計 | 722 | 3 | 34 | 691 | |

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結 会計期間末 残高(百万円) | 摘要 |
|----|-----------------------------|--------------------------|--------------------|-----------|----|---------------------------|----|
| | | | 前連結会計 年度末 | 当中間連結会計期間 | | | |
| | | | | 増加 | 減少 | | |
| 当行 | ストック・オブ ションとしての 新株予約権 | | — | | 74 | | |
| 合計 | | | — | | 74 | | |

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,900 | 3 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|---------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 479,348 | 155,038 | — | 634,386 | (注) 1 |
| 合計 | 479,348 | 155,038 | — | 634,386 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 715 | 30 | 22 | 722 | (注) 2、3 |
| 合計 | 715 | 30 | 22 | 722 | |

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加155,038千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

2 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) | 摘要 | |
|----|-------------------------|--------------------------|--------------------|---------|----|-------------------------|----|--------------|
| | | | 前連結会計 年度末 | 当連結会計年度 | | | | 当連結会計 年度末 |
| | | | | 増加 | 減少 | | | |
| 当行 | ストック・オプションとしての 新株予約権 | | — | | 66 | | | |
| 合計 | | | — | | 66 | | | |

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,393 | 5 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,900 | 利益剰余金 | 3 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|---|--|
| ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 154,125百万円 定期預け金 △363百万円 普通預け金 △568百万円 現金及び現金同等物 <u>153,194百万円</u> | ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 143,189百万円 定期預け金 △290百万円 普通預け金 △271百万円 現金及び現金同等物 <u>142,628百万円</u> | ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 208,862百万円 定期預け金 △310百万円 普通預け金 △365百万円 その他預け金 △15,200百万円 現金及び現金同等物 <u>192,987百万円</u> |

(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------|----------|----------|----------|-----|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|---------------------------|-----------------------------|------|----|-------|-----|----|-------|------|--|--|-----|----|-------|------|--|--|-----|---|-------|------|--|--|-----|---|-----|------|--|--|-----|---|-----|---|-----|--------|---|--|---------------------------|-----------------------------|------|----|-------|-----|----|-------|------|--|--|-----|----|-------|------|--|--|-----|----|-------|------|--|--|-----|---|-----|------|--|--|-----|---|-----|---|-----|--------|
| <p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 13,357百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 871百万円</p> <p>受取利息相当額 △1,955百万円</p> <p>期末リース投資資産 12,273百万円</p> <p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,057百万円</td> <td>2,392百万円</td> <td>2,210百万円</td> <td>3,128百万円</td> <td>2,647百万円</td> <td>1,920百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について貸手側が通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税金等調整前中間純利益との差額は154百万円であります。</p> | | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | | 1,057百万円 | 2,392百万円 | 2,210百万円 | 3,128百万円 | 2,647百万円 | 1,920百万円 | <p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 11,920百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 866百万円</p> <p>受取利息相当額 △1,641百万円</p> <p>期末リース投資資産 11,145百万円</p> <p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>53</td> <td>5,055</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53</td> <td>3,077</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年超</td> <td>36</td> <td>1,972</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年超</td> <td>4</td> <td>1,183</td> </tr> <tr> <td>4年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年超</td> <td>4</td> <td>527</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>0</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>153</td> <td>11,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は53百万円多く計上されております。</p> | | リース債権に係るリース料債権部分 (百万円) | リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円) | 1年以内 | 53 | 5,055 | 1年超 | 53 | 3,077 | 2年以内 | | | 2年超 | 36 | 1,972 | 3年以内 | | | 3年超 | 4 | 1,183 | 4年以内 | | | 4年超 | 4 | 527 | 5年以内 | | | 5年超 | 0 | 103 | 計 | 153 | 11,920 | <p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 13,019百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 887百万円</p> <p>受取利息相当額 △1,859百万円</p> <p>期末リース投資資産 12,047百万円</p> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>53</td> <td>5,433</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53</td> <td>3,324</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年超</td> <td>49</td> <td>2,192</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年超</td> <td>16</td> <td>1,255</td> </tr> <tr> <td>4年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年超</td> <td>4</td> <td>619</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>2</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179</td> <td>13,019</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は107百万円多く計上されております。</p> | | リース債権に係るリース料債権部分 (百万円) | リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円) | 1年以内 | 53 | 5,433 | 1年超 | 53 | 3,324 | 2年以内 | | | 2年超 | 49 | 2,192 | 3年以内 | | | 3年超 | 16 | 1,255 | 4年以内 | | | 4年超 | 4 | 619 | 5年以内 | | | 5年超 | 2 | 194 | 計 | 179 | 13,019 |
| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,057百万円 | 2,392百万円 | 2,210百万円 | 3,128百万円 | 2,647百万円 | 1,920百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | リース債権に係るリース料債権部分 (百万円) | リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 53 | 5,055 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 53 | 3,077 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年超 | 36 | 1,972 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年超 | 4 | 1,183 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年超 | 4 | 527 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年超 | 0 | 103 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 153 | 11,920 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | リース債権に係るリース料債権部分 (百万円) | リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 53 | 5,433 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 53 | 3,324 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年超 | 49 | 2,192 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年超 | 16 | 1,255 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年超 | 4 | 619 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年超 | 2 | 194 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 179 | 13,019 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----|--------|----|--------|-----|------|-----|-------|----|-------|---|-----|-------|-----|--------|----|--------|-----|-------|-----|-------|----|--------|---|-----|-------|-----|--------|----|--------|-----|-------|-----|-------|----|--------|
| <p>2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>473百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>492百万円</td> </tr> </table> <p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料のうち、0百万円を借入金等の担保に供しております。</p> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 473百万円 | 合計 | 492百万円 | 1年内 | 2百万円 | 1年超 | 31百万円 | 合計 | 34百万円 | <p>2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>454百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>473百万円</td> </tr> </table> <p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143百万円</td> </tr> </table> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 454百万円 | 合計 | 473百万円 | 1年内 | 68百万円 | 1年超 | 75百万円 | 合計 | 143百万円 | <p>2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>483百万円</td> </tr> </table> <p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121百万円</td> </tr> </table> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 464百万円 | 合計 | 483百万円 | 1年内 | 49百万円 | 1年超 | 71百万円 | 合計 | 121百万円 |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 473百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 492百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 31百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 34百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 454百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 473百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 68百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 75百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 143百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 464百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 483百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 49百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 71百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 121百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式 | 10,479 | 10,127 | △351 |
| 債券 | 366,619 | 365,610 | △1,008 |
| 国債 | 261,567 | 262,138 | 570 |
| 地方債 | 1,800 | 1,801 | 0 |
| 社債 | 103,250 | 101,670 | △1,579 |
| その他 | 37,114 | 30,626 | △6,487 |
| 合計 | 414,212 | 406,364 | △7,847 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、534百万円(株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 701 |
| 非上場債券 | 820 |
| 投資事業組合出資金 | 2,553 |

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式 | 10,020 | 8,816 | △1,204 |
| 債券 | 337,080 | 338,716 | 1,636 |
| 国債 | 269,655 | 271,077 | 1,421 |
| 地方債 | 797 | 809 | 12 |
| 社債 | 66,627 | 66,829 | 202 |
| その他 | 47,826 | 42,401 | △5,425 |
| 合計 | 394,927 | 389,934 | △4,993 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が203百万円増加、「繰延税金資産」が82百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が120百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 750 |
| 非上場債券 | 820 |
| 投資事業組合出資金 | 1,464 |

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|-------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 9,997 | 7,228 | △2,768 | 142 | 2,911 |
| 債券 | 328,566 | 326,510 | △2,056 | 1,860 | 3,916 |
| 国債 | 262,426 | 264,102 | 1,676 | 1,793 | 117 |
| 地方債 | 1,008 | 1,009 | 0 | 3 | 2 |
| 社債 | 65,132 | 61,399 | △3,732 | 63 | 3,795 |
| その他 | 33,792 | 26,871 | △6,920 | 0 | 6,921 |
| 合計 | 372,356 | 360,611 | △11,745 | 2,003 | 13,748 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,054百万円(うち株式1,188百万円、その他1,865百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 170,797 | 2,894 | 2,780 |

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 750 |
| 非上場債券 | 820 |
| 投資事業組合出資金 | 1,689 |

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 70,814 | 200,225 | 56,290 | — |
| 国債 | 30,378 | 180,410 | 53,313 | — |
| 地方債 | 210 | 798 | — | — |
| 社債 | 40,224 | 19,017 | 2,976 | — |
| その他 | 1,356 | 15,307 | 2,586 | — |
| 合計 | 72,171 | 215,533 | 58,876 | — |

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末(平成20年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当中間連結会計期間末(平成21年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

III 前連結会計年度末(平成21年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額 | △7,847 |
| その他有価証券 | △7,847 |
| (+)繰延税金資産 | 3,205 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | △4,641 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | △4,641 |

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額 | △4,993 |
| その他有価証券 | △4,993 |
| (+)繰延税金資産 | 2,049 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | △2,943 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | △2,943 |

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額 | △11,745 |
| その他有価証券 | △11,745 |
| (+)繰延税金資産 | 4,785 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | △6,959 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | △6,959 |

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — |
| | 金利スワップ | 126,691 | 1,046 | 1,046 |
| | 金利オプション | — | — | — |
| | その他 | 2,673 | — | — |
| | 合計 | — | 1,046 | 1,046 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物 | — | — | — |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | 10,243 | 54 | 54 |
| | 為替予約 | 4,030 | 22 | 22 |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | 77 | 77 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — |
| | 金利スワップ | 178,925 | 1,450 | 1,450 |
| | 金利オプション | — | — | — |
| | その他 | 1,570 | — | — |
| | 合計 | — | 1,450 | 1,450 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物 | — | — | — |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | 12,233 | 54 | 54 |
| | 為替予約 | 1,278 | 11 | 11 |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | 65 | 65 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引は、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引であります。

(2) 利用目的及び取組方針

当行が取扱っているデリバティブ取引は、預貸金業務に付随して発生する市場リスクをコントロールするための金利スワップ取引、お客さまの依頼により行う金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・為替予約取引、お客さまとの取引における金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引・金利オプション取引、及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引・為替予約取引、また、保有債券の価格変動リスクを回避するための債券先物取引であり、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

| | |
|---------|------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 預金・貸出金等 |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務等 |

③ ヘッジの有効性の評価

(金利スワップ)

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(為替予約)

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約(為替スワップ取引等)をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、当行が利用しているデリバティブ取引はヘッジを目的としているため、オン・バランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。

信用リスクとは、取引先の契約不履行によって発生するものですが、対金融機関取引においては、大手行等を相手方とすることで、また、対顧客取引においては、与信審査の上、デリバティブの仕組み、リスクの所在を理解している先に絞ることで、それぞれ信用リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、自己責任原則の下、経営体力に対し適正なレベルにリスクをコントロールした上で、業務の発展・収益力の強化を図ること、及び厳格なリスク管理により業務の健全性・適切性を確保することを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

デリバティブ取引に係るリスク管理につきましては、売買の約定を行う部門(フロントオフィス部門)と資金・証券等の受渡しを行う部門(バックオフィス部門)を完全分離するとともに、市場リスクの一元的把握及び管理を行う部門(ミドルオフィス部門)を設置して、強固な相互牽制体制を確立しています。経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、毎月開催されるALM委員会(経営会議役員、関連部部長で構成)へ報告を行うとともに、リスク管理規定に従い行内の電子メールにより日次でも行っております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融 商品 取引所 | 金利先物 | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 金利スワップ | 143,780 | 139,816 | 1,123 | 1,123 |
| | 受取固定・支払変動 | 72,981 | 70,349 | 2,371 | 2,371 |
| | 受取変動・支払固定 | 70,799 | 69,466 | △1,247 | △1,247 |
| | 受取変動・支払変動 | — | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | その他 | 2,290 | 2,154 | — | — |
| | 売建 | 1,145 | 1,077 | △1 | △1 |
| | 買建 | 1,145 | 1,077 | 1 | 1 |
| | | 合計 | — | — | 1,123 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------|---------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融 商品 取引所 | 通貨先物 | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 通貨オプション | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | 12,734 | 12,734 | 58 | 58 |
| | 為替予約 | 2,222 | — | △19 | △19 |
| | 売建 | 1,791 | — | △29 | △29 |
| | 買建 | 430 | — | 9 | 9 |
| | 通貨オプション | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | 38 | 38 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 12百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成20年ストック・オプション |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の取締役 9 |
| | 当行の取締役を兼務しない執行役員 16 |
| | 当行の使用人 45 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(株) | 普通株式 289,000 |
| 付与日 | 平成20年7月31日 |
| 権利確定条件 | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日 |
| 権利行使価格(円) | 302 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 37 |

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 8百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成21年ストック・オプション |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の取締役 11 |
| | 当行の取締役を兼務しない執行役員 14 |
| | 当行の使用人 57 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(株) | 普通株式 350,000 |
| 付与日 | 平成21年7月31日 |
| 権利確定条件 | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 8年間 自 平成23年6月27日 至 平成31年6月26日 |
| 権利行使価格(円) | 193 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 51 |

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 22百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成13年 ストック・オプション | 平成14年 ストック・オプション | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の役職員 45 | 当行の役職員 44 | 当行の役職員 65 | 当行の役職員 174 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(株) | 普通株式 238,000 | 普通株式 234,000 | 普通株式 306,000 | 普通株式 399,000 |
| 付与日 | 平成13年7月31日 | 平成14年7月31日 | 平成15年7月31日 | 平成16年7月30日 |
| 権利確定条件 | 付されていません | 付されていません | 付されていません | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日 | 8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日 | 8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日 | 8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日 |

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の役職員 183 | 当行の取締役 9 | 当行の取締役を 兼務しない執行 14 役員 当行の使用人 46 | 当行の取締役 10 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(株) | 普通株式 464,000 | 普通株式 162,000 | 普通株式 115,000 | 普通株式 174,000 |
| 付与日 | 平成17年7月29日 | 平成18年7月31日 | 平成18年7月31日 | 平成19年7月31日 |
| 権利確定条件 | 付されていません | 付されていません | 付されていません | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日 | 8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日 | 8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日 | 8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日 |

| | 平成19年 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション |
|-----------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の取締役を 兼務しない執行 14 役員 当行の使用人 48 | 当行の取締役 9 当行の取締役を 兼務しない執行 16 役員 当行の使用人 45 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(株) | 普通株式 112,000 | 普通株式 289,000 |
| 付与日 | 平成19年7月31日 | 平成20年7月31日 |
| 権利確定条件 | 付されていません | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | 8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日 | 8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 平成13年 ストック・オプション | 平成14年 ストック・オプション | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — | — |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 122,000 | 158,000 | 230,000 | 330,000 |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 権利行使 | 4,000 | — | 2,000 | 1,000 |
| 失効 | 6,000 | — | — | — |
| 未行使残 | 112,000 | 158,000 | 228,000 | 329,000 |

| | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | 平成19年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | — | 162,000 | 115,000 | 174,000 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | 162,000 | 115,000 | — |
| 未確定残 | — | — | — | 174,000 |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 451,000 | — | — | — |
| 権利確定 | — | 162,000 | 115,000 | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 未行使残 | 451,000 | 162,000 | 115,000 | — |

| | 平成19年 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前連結会計年度末 | 112,000 | — |
| 付与 | — | 289,000 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 112,000 | 289,000 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前連結会計年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 銀行業 (百万円) | リース業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|---------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 49,385 | 5,947 | 287 | 55,620 | — | 55,620 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 108 | 208 | 410 | 727 | (727) | — |
| 計 | 49,494 | 6,156 | 697 | 56,347 | (727) | 55,620 |
| 経常費用 | 47,439 | 5,991 | 362 | 53,793 | (727) | 53,065 |
| 経常利益 | 2,055 | 164 | 334 | 2,554 | 0 | 2,554 |

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 2 各事業の主な内容
 (1) 銀行業……………銀行業
 (2) リース業……………リース業
 (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業
 3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (13)消費税等の会計処理」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。
 この変更により、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業が186百万円、その他事業が0百万円減少し、経常利益が同額増加しております。
 5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (リース取引に関する会計基準)」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。
 この変更により、従来の方法によった場合に比較し、リース業の経常収益が2,914百万円、経常費用が2,936百万円減少し、経常利益が22百万円増加しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 銀行業 (百万円) | リース業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|---------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 45,559 | 4,045 | 269 | 49,875 | — | 49,875 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 125 | 99 | 925 | 1,150 | (1,150) | — |
| 計 | 45,685 | 4,145 | 1,195 | 51,025 | (1,150) | 49,875 |
| 経常費用 | 55,142 | 4,161 | 416 | 59,720 | (1,150) | 58,569 |
| 経常利益(△は経常損失) | △9,457 | △16 | 778 | △8,694 | 0 | △8,693 |

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 2 各事業の主な内容
 (1) 銀行業……………銀行業
 (2) リース業……………リース業
 (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業
 3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| | 銀行業 (百万円) | リース業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|---------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 98,154 | 10,083 | 558 | 108,796 | — | 108,796 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 238 | 311 | 790 | 1,341 | (1,341) | — |
| 計 | 98,393 | 10,395 | 1,348 | 110,137 | (1,341) | 108,796 |
| 経常費用 | 136,924 | 10,163 | 848 | 147,937 | (1,241) | 146,695 |
| 経常利益(△は経常損失) | △38,531 | 231 | 500 | △37,799 | (99) | △37,898 |

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (13)消費税等の会計処理」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業が242百万円、その他事業が0百万円減少し、銀行業の経常損失は242百万円減少し、その他事業の経常利益は0百万円増加しております。

5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (リース取引に関する会計基準)」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、リース業の経常収益が6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常利益が79百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 205.15 | 145.48 | 140.52 |
| 1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額) | 円 | 4.64 | 1.63 | △52.11 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 | 円 | 4.64 | 1.63 | — |

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前中間連結会計期間末 平成20年9月30日 | 当中間連結会計期間末 平成21年9月30日 | 前連結会計年度末 平成21年3月31日 |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 111,377 | 120,535 | 117,217 |
| 純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円) | 13,184 | 28,343 | 28,170 |
| (うち新株予約権) | 56 | 74 | 66 |
| (うち少数株主持分) | 13,127 | 28,268 | 28,104 |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円) | 98,193 | 92,191 | 89,046 |
| 1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株式 の数(千株) | 478,634 | 633,694 | 633,663 |

2 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|-----|--|--|--|
| 1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額) | | | | |
| 中間純利益 (△は当期純損失) | 百万円 | 2,222 | 1,034 | △24,963 |
| 普通株主に帰属しない 金額 | 百万円 | — | — | — |
| 普通株式に係る中間純 利益 (△は普通株式に係る 当期純損失) | 百万円 | 2,222 | 1,034 | △24,963 |
| 普通株式の(中間)期中 平均株式数 | 千株 | 478,636 | 633,676 | 479,056 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 | | | | |
| 中間(当期)純利益調整 額 | 百万円 | — | — | — |
| 普通株式増加数 | 千株 | 107 | 23 | — |
| うちストック・オブ ション | 千株 | 107 | 23 | — |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| <p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> | | | <p>平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 222千株</p> | |
| | | | <p>平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 325千株</p> | <p>平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 329千株</p> |
| | | <p>平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株</p> | <p>平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株</p> | <p>平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株</p> |
| | | <p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p> | <p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p> | <p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p> |
| | | <p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p> | <p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p> | <p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p> |
| | | <p>平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株</p> | <p>平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株</p> | <p>平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株</p> |
| | | | <p>平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株</p> | |

3 なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|---|
| | | <p>(債権の取立不能のおそれについて) 当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。 当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。</p> |

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|---------------|---|---|
| 経常収益 | 27,610 | 24,779 |
| 資金運用収益 | 20,606 | 19,466 |
| (うち貸出金利息) | 18,908 | 17,645 |
| (うち有価証券利息配当金) | 1,333 | 1,253 |
| 役務取引等収益 | 2,790 | 2,401 |
| その他業務収益 | 3,595 | 2,862 |
| その他経常収益 | 616 | 49 |
| 経常費用 | 25,770 | 32,628 |
| 資金調達費用 | 5,767 | 5,122 |
| (うち預金利息) | 4,193 | 4,288 |
| 役務取引等費用 | 1,321 | 1,475 |
| その他業務費用 | 2,657 | 1,271 |
| 営業経費 | 9,032 | 8,991 |
| その他経常費用 | ※1 6,990 | ※1 15,767 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 1,839 | △7,848 |
| 特別利益 | 24 | 9,980 |
| 固定資産処分益 | 21 | 9,979 |
| 償却債権取立益 | 2 | 0 |
| 特別損失 | 57 | 48 |
| 固定資産処分損 | 56 | 2 |
| 減損損失 | 1 | 1 |
| その他の特別損失 | — | ※2 44 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,805 | 2,083 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,659 | 3,405 |
| 法人税等調整額 | △2,789 | △2,617 |
| 法人税等合計 | △130 | 788 |
| 少数株主利益 | 116 | 360 |
| 四半期純利益 | 1,819 | 934 |

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|---|--|
| ※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,755百万円を含んでおります。 | ※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額14,448百万円を含んでおります。 ※2. 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用であります。 |

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|--------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | ※7 153,755 | 142,510 | 208,485 |
| コールローン | 1,670 | 2,910 | 5,401 |
| 有価証券 | ※1, ※7, ※14 427,335 | ※1, ※7, ※14 410,064 | ※1, ※7, ※14 380,967 |
| 貸出金 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,822,235 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 2,780,473 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,765,702 |
| 外国為替 | ※6 4,229 | ※6 2,642 | ※6 2,583 |
| その他資産 | ※7 10,243 | ※7 14,787 | ※7 12,151 |
| 有形固定資産 | ※9, ※10 33,929 | ※9, ※10 23,561 | ※9, ※10, ※11 35,323 |
| 無形固定資産 | 2,829 | 2,486 | 2,799 |
| 繰延税金資産 | 21,571 | 36,888 | 36,187 |
| 支払承諾見返 | 13,770 | 7,427 | 10,551 |
| 貸倒引当金 | △18,866 | △40,812 | △35,262 |
| 資産の部合計 | 3,472,704 | 3,382,941 | 3,424,892 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | ※7 2,730,975 | ※7 2,888,905 | ※7 2,835,699 |
| 譲渡性預金 | 345,700 | 205,170 | 267,300 |
| コールマネー | ※7 150,149 | 131 | 20,178 |
| 借入金 | ※12 30,900 | ※7, ※12 88,700 | ※7, ※12 106,100 |
| 外国為替 | 91 | 36 | 16 |
| 社債 | ※13 66,000 | ※13 61,000 | ※13 61,000 |
| その他負債 | 29,490 | 29,658 | 26,158 |
| 未払法人税等 | 3,873 | 3,633 | 446 |
| リース債務 | 1,431 | 692 | 1,053 |
| その他の負債 | 24,185 | 25,332 | 24,658 |
| 賞与引当金 | 1,450 | 1,400 | 1,620 |
| 退職給付引当金 | 3,657 | 3,811 | 3,717 |
| 役員退職慰労引当金 | 359 | 405 | 424 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 189 | 411 | 318 |
| 偶発損失引当金 | 523 | 1,175 | 1,024 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | ※9 618 | ※9 618 | ※9 618 |
| 支払承諾 | 13,770 | 7,427 | 10,551 |
| 負債の部合計 | 3,373,876 | 3,288,852 | 3,334,727 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 37,040 | 47,039 | 47,039 |
| 資本剰余金 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 資本準備金 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 利益剰余金 | 56,882 | 30,065 | 30,169 |
| 利益準備金 | 2,078 | 2,458 | 2,078 |
| その他利益剰余金 | 54,804 | 27,606 | 28,090 |
| 別途積立金 | 50,400 | 23,400 | 50,400 |
| 繰越利益剰余金 | 4,404 | 4,206 | △22,309 |
| 自己株式 | △288 | △275 | △288 |
| 株主資本合計 | 102,180 | 95,376 | 95,466 |
| その他有価証券評価差額金 | △4,641 | △2,943 | △6,959 |
| 繰延ヘッジ損益 | 374 | 724 | 733 |
| 土地再評価差額金 | ※9 858 | ※9 857 | ※9 857 |
| 評価・換算差額等合計 | △3,408 | △1,361 | △5,368 |
| 新株予約権 | 56 | 74 | 66 |
| 純資産の部合計 | 98,828 | 94,089 | 90,164 |
| 負債及び純資産の部合計 | 3,472,704 | 3,382,941 | 3,424,892 |

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|-----------------------|--|--|--|
| 経常収益 | 48,409 | 44,477 | 96,261 |
| 資金運用収益 | 40,789 | 38,042 | 80,847 |
| (うち貸出金利息) | 37,748 | 35,099 | 75,171 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,512 | 2,316 | 4,692 |
| 役務取引等収益 | 4,484 | 3,630 | 8,668 |
| その他業務収益 | 2,330 | 2,708 | 3,311 |
| その他経常収益 | ※2 805 | 97 | ※2 3,434 |
| 経常費用 | 46,446 | 52,525 | 134,487 |
| 資金調達費用 | 11,354 | 11,160 | 22,837 |
| (うち預金利息) | 8,244 | 8,755 | 17,006 |
| 役務取引等費用 | 3,742 | 4,287 | 7,305 |
| その他業務費用 | 1,446 | 137 | 3,130 |
| 営業経費 | ※1 17,319 | ※1 16,340 | 34,727 |
| その他経常費用 | ※3 12,583 | ※3 20,599 | ※3 66,485 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 1,962 | △8,047 | △38,225 |
| 特別利益 | ※4 22 | ※4 9,548 | ※4 139 |
| 特別損失 | ※5, ※6 279 | ※5, ※6 51 | ※5, ※6 338 |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△) | 1,705 | 1,448 | △38,424 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,524 | 3,073 | 3,390 |
| 法人税等調整額 | △3,716 | △3,430 | △16,999 |
| 法人税等合計 | △191 | △356 | △13,608 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | 1,897 | 1,805 | △24,815 |

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------|--|--|---|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 37,040 | 47,039 | 37,040 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 9,999 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 9,999 |
| 当中間期末残高 | 37,040 | 47,039 | 47,039 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | 8,546 | 18,546 | 8,546 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 9,999 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 9,999 |
| 当中間期末残高 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 8,546 | 18,546 | 8,546 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 9,999 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 9,999 |
| 当中間期末残高 | 8,546 | 18,546 | 18,546 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | | |
| 前期末残高 | 1,599 | 2,078 | 1,599 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 478 | 380 | 478 |
| 当中間期変動額合計 | 478 | 380 | 478 |
| 当中間期末残高 | 2,078 | 2,458 | 2,078 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | | |
| 前期末残高 | 41,400 | 50,400 | 41,400 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 別途積立金の積立 | 9,000 | — | 9,000 |
| 別途積立金の取崩 | — | △27,000 | — |
| 当中間期変動額合計 | 9,000 | △27,000 | 9,000 |
| 当中間期末残高 | 50,400 | 23,400 | 50,400 |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 14,382 | △22,309 | 14,382 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △2,871 | △2,281 | △2,871 |
| 別途積立金の積立 | △9,000 | — | △9,000 |
| 別途積立金の取崩 | — | 27,000 | — |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | 1,897 | 1,805 | △24,815 |
| 自己株式の処分 | △3 | △8 | △5 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 当中間期変動額合計 | △9,977 | 26,515 | △36,691 |
| 当中間期末残高 | 4,404 | 4,206 | △22,309 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------------|--|--|---|
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 57,381 | 30,169 | 57,381 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 別途積立金の積立 | — | — | — |
| 別途積立金の取崩 | — | — | — |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | 1,897 | 1,805 | △24,815 |
| 自己株式の処分 | △3 | △8 | △5 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 当中間期変動額合計 | △499 | △103 | △27,212 |
| 当中間期末残高 | 56,882 | 30,065 | 30,169 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △292 | △288 | △292 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 6 | 13 | 9 |
| 当中間期変動額合計 | 3 | 13 | 4 |
| 当中間期末残高 | △288 | △275 | △288 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 102,675 | 95,466 | 102,675 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 19,999 |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | 1,897 | 1,805 | △24,815 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 当中間期変動額合計 | △495 | △90 | △7,208 |
| 当中間期末残高 | 102,180 | 95,376 | 95,466 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | △1,252 | △6,959 | △1,252 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | △3,389 | 4,016 | △5,707 |
| 当中間期変動額合計 | △3,389 | 4,016 | △5,707 |
| 当中間期末残高 | △4,641 | △2,943 | △6,959 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 370 | 733 | 370 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 4 | △9 | 363 |
| 当中間期変動額合計 | 4 | △9 | 363 |
| 当中間期末残高 | 374 | 724 | 733 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 858 | 857 | 858 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | — | — | △1 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | △1 |
| 当中間期末残高 | 858 | 857 | 857 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------------|--|--|---|
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | △23 | △5,368 | △23 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | △3,384 | 4,006 | △5,344 |
| 当中間期変動額合計 | △3,384 | 4,006 | △5,344 |
| 当中間期末残高 | △3,408 | △1,361 | △5,368 |
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | 43 | 66 | 43 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 12 | 8 | 22 |
| 当中間期変動額合計 | 12 | 8 | 22 |
| 当中間期末残高 | 56 | 74 | 66 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 102,695 | 90,164 | 102,695 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | — | — | 19,999 |
| 剰余金の配当 | △2,393 | △1,900 | △2,393 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | 1,897 | 1,805 | △24,815 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 | △5 |
| 自己株式の処分 | 3 | 5 | 4 |
| 土地再評価差額金の取崩 | — | — | 1 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | △3,371 | 4,015 | △5,322 |
| 当中間期変動額合計 | △3,867 | 3,924 | △12,530 |
| 当中間期末残高 | 98,828 | 94,089 | 90,164 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | 同左 | <p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> |
| 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> | 同左 | 同左 |
| 3 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-----------------|--|--|--|
| | (3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係る 「有形固定資産」及び 「無形固定資産」中のリ ース資産は、リース期間 を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法を採 用しております。 | (3) リース資産 同左 | (3) リース資産 同左 |
| 4 繰延資産の処理方 法 | —— | —— | 株式交付費は、支出時に 全額費用として処理してお ります。 |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------|---|---|---|
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,738百万円であります。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,766百万円であります。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,773百万円であります。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 | (2) 賞与引当金 同左 | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |
| | (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 | (3) 退職給付引当金 同左 | (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| | (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 | (4) 役員退職慰労引当金 同左 | (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |
| | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。 | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左 | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左 |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------------------|---|--|--|
| | (6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 | (6) 偶発損失引当金 同左 | (6) 偶発損失引当金 同左 |
| 6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | 同左 | 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 7 ヘッジ会計の方法 | (イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 | (イ)金利リスク・ヘッジ 同左 | (イ)金利リスク・ヘッジ 同左 |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------|--|--|---|
| | <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> | <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> | <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> |
| 8 消費税等の会計処理 | <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当中間期より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は167百万円増加しております。</p> | <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> | <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当事業年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は226百万円減少しております。</p> |
| 9 連結納税制度 | <p>当中間会計期間から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> | <p>当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> | <p>当事業年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,412百万円、「無形固定資産」中のリース資産は18百万円、「その他負債」中のリース債務は1,431百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。</p> | — | <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,044百万円、「無形固定資産」中のリース資産は8百万円、「その他負債」中のリース債務は1,053百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。</p> |

【表示方法の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) |
|---|--|
| <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p> | — |

【追加情報】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間決算日の市場価格をもって中間貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が203百万円増加、「繰延税金資産」が82百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が120百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>(株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意について)</p> <p>当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、株式会社びわこ銀行と平成22年3月1日を目途に合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。</p> |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|---|
| <p>※1 関係会社の株式総額 16,895百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は39,086百万円、延滞債権額は46,286百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,373百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,695百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式総額 17,095百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は50,974百万円、延滞債権額は98,497百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,750百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,799百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式総額 17,095百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は58,800百万円、延滞債権額は82,799百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,190百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,321百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|------------------------|------|------------|----|----------|--------|------------|---|------|------------|-----|----------|----|----------|-----|-----------|---|------|------------|----|----------|-----|-----------|
| <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,441百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,676百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>208,750百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,308百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>150,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,949百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297,854百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが293,359百万円あります。</p> | 預け金 | 0百万円 | 有価証券 | 208,750百万円 | 預金 | 3,308百万円 | コールマネー | 150,000百万円 | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は161,021百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,762百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>251,166百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,805百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>42,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券61,758百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,373百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、342,962百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが331,549百万円あります。</p> | 有価証券 | 251,166百万円 | 貸出金 | 4,000百万円 | 預金 | 2,805百万円 | 借入金 | 42,600百万円 | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,111百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,313百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>244,836百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,252百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>60,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は1,879百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、337,006百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが330,190百万円あります。</p> | 有価証券 | 244,836百万円 | 預金 | 3,252百万円 | 借入金 | 60,000百万円 |
| 預け金 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 208,750百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 3,308百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー | 150,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 251,166百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出金 | 4,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 2,805百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 42,600百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 244,836百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 3,252百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 60,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>650百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 10,961百万円</p> <p>※11 _____</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> | <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>737百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,151百万円</p> <p>※11 _____</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,100百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> | <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>692百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,300百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 951百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,100百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|---|---|--|
| ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。 | ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。 | ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。 |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----|----------|----|-----|------|--------|--|----|------|----|---------|----|----|------|------|--|----|------|----|----------|----|-----|------|--------|
| <p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,327百万円 無形固定資産 572百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額10,975百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益21百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」は、減損損失162百万円、固定資産処分損116百万円であります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 営業用店舗2か店 | 種類 | 建物他 | 減損損失 | 162百万円 | <p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,283百万円 無形固定資産 574百万円</p> <p>※2 ———</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額18,868百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益9,547百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用47百万円を含んでおります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産2物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府外 | 用途 | 遊休資産2物件 | 種類 | 建物 | 減損損失 | 2百万円 | <p>※1 ———</p> <p>※2 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円及び株式等売却益674百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額58,602百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、貸出債権売却に伴う損失1,254百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益138百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」は、減損損失176百万円、固定資産処分損162百万円であります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 営業用店舗2か店 | 種類 | 建物他 | 減損損失 | 162百万円 |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 営業用店舗2か店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 162百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産2物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 営業用店舗2か店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 建物他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 162百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----|------|----|---------|----|------|------|------|--|--|----|------|----|---------|----|----|------|------|
| <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | <p>(遊休資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p> | 地域 | 大阪府下 | 用途 | 遊休資産1物件 | 種類 | 土地建物 | 減損損失 | 3百万円 | | | 地域 | 大阪府外 | 用途 | 遊休資産3物件 | 種類 | 土地 | 減損損失 | 9百万円 |
| 地域 | 大阪府下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産1物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 土地建物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 3百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 大阪府外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 遊休資産3物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 土地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 9百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|---------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 715 | 13 | 16 | 713 | (注) 1、2 |
| 合計 | 715 | 13 | 16 | 713 | |

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、単元未満株式の売渡しによる減少9千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|---------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 722 | 3 | 34 | 691 | (注) 1、2 |
| 合計 | 722 | 3 | 34 | 691 | |

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 715 | 30 | 22 | 722 | (注) 1、2 |
| 合計 | 715 | 30 | 22 | 722 | |

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

(リース取引関係)

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----|--------|----|--------|--|-----|-------|-----|--------|----|--------|--|-----|-------|-----|--------|----|--------|
| <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機械であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>473百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>492百万円</td> </tr> </table> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 473百万円 | 合計 | 492百万円 | <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>454百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>473百万円</td> </tr> </table> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 454百万円 | 合計 | 473百万円 | <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>483百万円</td> </tr> </table> | 1年内 | 19百万円 | 1年超 | 464百万円 | 合計 | 483百万円 |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 473百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 492百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 454百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 473百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 19百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 464百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 483百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
- I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。
- II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。
- III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|---|
| | | <p>(債権の取立不能のおそれについて)</p> <p>当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。</p> <p>当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。</p> |

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第147期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月16日

【会社名】 株式会社 関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸二

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)

株式会社関西アーバン銀行東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)

株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)

株式会社関西アーバン銀行奈良支店
(奈良市中筋町1番地の4)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第147期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。